

次世代校務DX環境整備支援業務公募型プロポーザルに関する質問と回答

連番	質問内容	回答
1	提案書の別紙として参考資料例を提出することは可能でしょうか。	参考資料を事前に提出することに問題はありません。 ただし、審査会当日に提出することは、プロポーザル実施要領の第9条第5項その他の規定により「受理後の企画提案書等については、加筆・訂正・差し替えなどの内容変更は一切認められない」とされているため、できませんのでご注意ください。
2	提案書への押印は、電子印は不可でしたでしょうか。	企画提案書の押印は電子印でも問題ありません。
3	提案書へは、参加者の記名と押印が必要とのことでしたが、こちらは委任状に記載している代表者を指しておりますでしょうか。	提案参加者の押印となりますので、委任状に記載している代表者の押印で問題ありません。
4	「(3) 滋賀県および県内市町の教育長向け報告② 滋賀県および県内市町の教育長に向けた報告会を開催すること。」「(4) 事業部会の運営① 共同調達会議の内容を市町教委向けに説明すること。」仕様書「4.2. 次世代校務DXにかかる会議の運営」に以上のような記載がありますが、県が開催する教育長会議や、GIGA端末調達と合同の共同調達会議等で報告する認識でしょうか。または、校務DXに関する独自の会議を設定する認識でしょうか。	本業務で定義する協議会は、GIGA端末調達と合同の共同調達会議として立ち上げた「滋賀県 GIGA スクール構想推進協議会」を指します。令和8年度から、この協議会で統合型校務支援システムの共同調達について議論を進めます。
5	本プロポーザルにおける提案書において、社名や企業ロゴ等の記載に制限はございますか。無記名での作成が必要か、念のため確認させてください。	どの事業者が提出した提案資料か判別できるよう、社名や企業ロゴを記載いただくようお願いします。